

船舶インシデント調査報告書

令和元年9月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成31年4月21日 14時00分ごろ
発生場所	福岡県福岡市 <small>おろの</small> 小呂島西方沖 小呂島港西2号防波堤灯台から真方位336° 1,230m付近 (概位 北緯33° 52.3′ 東経130° 01.8′)
インシデントの概要	プレジャーボート <small>げんよう</small> 玄洋丸は、漂泊状態から発進する際、シーアンカーのロープが推進器に絡まり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成31年4月26日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 玄洋丸、5.3トン
船舶番号、船舶所有者等	290-34392福岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波高 約1m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、釣り場移動の目的で漂泊状態から発進する際、同乗者が、船尾から投入していたパラシュート型シーアンカーを揚収した後、主機を後進としたところ、シーアンカーが完全に揚収されておらず、船尾から海中に垂れ下がっていたシーアンカーのロープが推進器に絡まり、運航不能となった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視船により福岡市小呂島漁港へえい航された。
分析	本船は、漂泊状態から発進する際、主機を後進としたところ、シーアンカーのロープが船尾から海中に垂れ下がっていたことから、同ロープがプロペラに絡まり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、漂泊状態から発進する際、主機を後進としたところ、シーアンカーのロープが船尾から海中に垂れ下がっていたため、同ロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・主機を運転する際は、ロープも含めてシーアンカーを完全に揚収したことを確認すること。 ・シーアンカーは、船首から投入して使用することが望ましい。